

お客様各位



販売部 営業支援課

改正 RoHS 指令対応について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、表題の通り、当社における改正RoHS指令対応状況について、以下の通りご報告致します。

記

1. 概要

RoHS指令(2002/95/EC)は、EU域内で流通する電気・電子機器において、特定の有害物質の使用を制限する指令として 2006年7月1日に施行されました。RoHSの制限物質を定めた2011/65/EUのAnnexII(付属書II)を置き換える官報「(EU)2015/863」が2015年6月4日に公布され、2019年7月22日(カテゴリー9は2021年7月22日)から適用となります。これにより、従来の制限6物質に加えて、4物質(DEHP、BBP、DBP、DIBP)が追加され、合計10物質になりました(下表参照)。

	6物質	10物質
制限物質	鉛	鉛
	水銀	水銀
	カドミウム	カドミウム
	六価クロム	六価クロム
	ポリ臭化ビフェニル類 (PBB類)	ポリ臭化ビフェニル類 (PBB類)
	ポリ臭化ジフェニルエーテル類 (PBDE類)	ポリ臭化ジフェニルエーテル類 (PBDE類)
		フタル酸ビス (2-エチルヘキシル) (DEHP)
		フタル酸ブチルベンジル (BBP)
		フタル酸ジブチル (DBP)
		フタル酸ジイソブチル (DIBP)

2. 当社製品の対応状況

当社製品はカテゴリー9(監視・制御機器)に属しています。当社では、2020年1月より順次改正RoHS対応を進めています。その結果、特別仕様品と一部製品を除いては、2021年7月22日までに対応を完了します。対応製品の詳細は添付の対応一覧表をご確認ください。また、対応一覧表で改正RoHS対応が出来ている製品のメンテナンス部品に関しても、同様に改正RoHS対応が出来ています。

3. 対応一覧表非掲載製品について

対応一覧表非掲載の旧製品は、改正RoHS対応ができていません。また、特別仕様品は、その内容が多岐に渡り、中には未調査部品を含むものが存在します。標準品のように事前確認出来ないものが存在する為、基本的に非対応となります。

4. お願い

今後、改正RoHS対応が必要な場合は、対応一覧表掲載機種から選定頂きます様お願い致します。尚、特別仕様品で、改正RoHS対応が必要な場合は、特別仕様品の構成部品の全ての改正RoHS対応を確認する必要があります。事前調査に時間を要します。ご了承をお願い致します。

以上